

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」

目黒区立の保育園や幼稚園、こども園、学校（以下、「学校など」とします）では、万が一の事故などに備えて、傷害保険（日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」）へ加入しており、学校などの管理下で起きた傷病は、原則としてこの傷害保険の対象となり、健康保険適用の医療費の自己負担分に総医療費の1割相当額を上乗せした金額が支給されます（調剤、接骨院等への通院を含みます）。支給を受けるにはお通りの学校などで申込みが必要です。この傷害保険の対象となる場合、マル乳・マル子医療証は使えません。
※私立の学校などでも保険加入している場合があります。保険内容については、直接学校などへご確認ください。保険の対象となる場合は、マル乳・マル子医療証は使えないのでご注意ください。

★医療費が上乗せされて支給されます！

事例 通学中、転んで捻挫。整形外科と接骨院等に合計7回、2ヶ月通院し、保険診療の自己負担分（3割）として6,000円支払った。



「災害共済給付制度」を申請すると・・・
保険診療の総医療費（この場合は20,000円）の1割が諸経費として上乗せされ、8,000円が支給されます。

2,000円
上乗せで支給！

（参考）自己負担 3,000 円の場合→給付 4,000 円、自己負担 12,000 円の場合→給付 16,000 円

★こんなときに対象となります！

●授業中



●休み時間



●部活動中



●遠足・修学旅行など



★申し込みの流れ

①事故発生



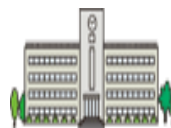
②治療



③支払い



④申請書の入手
（学校など）



⑤申請書作成
（病院など）



医療証は使えません。
一旦、医療費をお支払い
ください。

⑥申し込み（学校などへ）



⑦1割増しで給付



★こんな傷病が対象になります！

負傷

骨折・捻挫・肉離れ・腱切断・切り傷・すりむく・動物にかまれる・虫に刺される・やけど など。

疾病

食中毒・皮膚炎・脳しんとう・関節炎・椎間板ヘルニア・熱中症 など。

＜具体例＞

部活動の練習を繰り返す中で膝の
関節炎になってしまった。



障害

負傷や疾病が治った後に残った後遺症。

死亡

学校などの管理下で発生した事件や上記疾病に直接起因する死亡、突然死。

★よくあるご質問

♪Q1：必要書類はどこでもらえますか？

→A1：お通りの保育園、幼稚園、こども園、学校などに用意してあります。

♪Q2：申込み先はどこですか？

→A2：お通りの保育園、幼稚園、こども園、学校などです。

♪Q3：複数回、複数月にまたがる診療も対象となりますか？

→A3：対象となります。また、1つのケガにつき、複数の医療機関にまたがって診療を受けた場合も合算して対象となります。

♪Q4：マル乳・マル子の医療証を使うことはできますか？

→A4：できません。医療証を使用せず、医療機関に自己負担分をお支払いただき、学校などに災害共済給付の申請をしてください。

♪Q5：学校での傷病に誤って医療証を使ってしまった場合は？

→A5：この場合には、改めて医療機関に自己負担分をお支払いただき、災害共済給付の申込みをしてください。医療証を使用して助成される金額の1割増の医療費が支給されます。

ただし、保険診療点数の合計が500点未満の場合は、この傷害保険の対象とならないため、子ども医療費助成制度でサポートします。

★学校などでの傷病は、まず先生に報告を！

問い合わせ先

＜子ども医療証に関する事＞ 子育て支援課手当・医療係 03-5722-9864

＜災害共済給付制度に関する事＞

各幼稚園、こども園、小・中学校 学校運営課保健給食・健康係 03-5722-9306

各保育園 保育課保育係 03-5722-9865